## 岩手県告示第589号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により次の地区に係る県営土地改良事業計画を定めた。 なお、同条第5項の規定により、令和7年10月16日から同年11月13日まで関係書類を縦覧に供する。 令和7年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
石田南・南下幅南部地区(区画整理)	当該県営土地改良事業計画書の写し	奥州市役所
小梨地区(暗渠排水)	II	一関市役所
小梨地区 (農業用用排水施設)	n	n